

## 平成31年4月16日 衆議院総務委員会議事録

○江田委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太でございます。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

先ほど来から電波利用料のお話、質問が出ておりましたが、私ももう一度確認をさせていただきたいと思います。

電波法により、電波利用料は、少なくとも三年ごとに検討を加え、必要があると認められるときには所要の措置を講ずることになっております。しかし、今回の改正案により、一年前倒しして見直すことになっております。地上テレビ放送局に大幅な負担増になっていることについて、放送事業者から懸念が示されているところでございます。そこで、一年前倒ししてという緊急性を踏まえて、料額改定についてどのようにお考えになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

今後の我が国にとって必要不可欠な5GやIoTの普及拡大に向けまして、迅速かつ的確に対応する必要があると考えております。

特に5Gにつきましましては、四月十日に電波を割り当てる事業者を決定したところでございまして、来年以降の本格的なサービス提供の開始に向けまして、高速な5Gを支える光ファイバー網の整備に対する支援、5Gの周波数を拡大していくための既存の無線システムとの周波数共用技術の確立といった取組を速やかに開始する必要があるとございます。

また、電波利用料の負担につきましましては、携帯電話事業者が放送事業者と比べて負担が重くなっているとの指摘があり、昨年六月に閣議決定されました規制改革実施計画におきましても、負担の適正化に向けた料額算定方法の見直しを含む法案を平成三十年度中に提出することとされたところでございます。

こうしたことから、従来三年ごとに行ってきた電波利用料の見直しについて、今回は一年前倒しをし、今国会に提出をさせていただいているものでございます。

○日吉委員

5G実現による周波数の急激な需要拡大というお話でございましたけれども、ここで一つお伺いしたいのは、改めて、実現可能性のタイミングというのがこのタイミングでよかったのか。それと、需要拡大がどれだけあるからこそ今回の予算額七百五十億円になったのかという需要拡大との関係性、これについて教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

まず、タイミング、なぜこの時期に一年前倒しをしたのかという点でございましてけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、まさに5Gが我が国においてこれから始まっていく、またグローバルに見ても5Gの先陣争いというものが始まってきているという中で、5GあるいはIoTを支える環境整備を急ぐ必要があるという点が、まず、今回、料額改定を行った大きな契機、動機で

ございます。

また、今般の増額になっている主な項目でございますけれども、光ファイバー網の整備、これは5Gの実現にも極めて重要でございますけれども、これが五十二・五億円。また、5Gの追加周波数割当てに向けた電波利用環境の構築、具体的には周波数共用技術であったり電波の利用状況調査でございますけれども、これが合わせて約四十億円でございます。さらに、IoTに関しまして、サイバーセキュリティの確保が極めて重要になってきているということから、これも新規で十四・六億円というものを今回盛り込んでいるところでございます。こういったものが増額の主要素になっているということでございます。

○日吉委員

そういったことで増額をされている、そして、今回、一年前倒して緊急的に増額しなければならない、こういった必要性もあるというお話でございましたけれども、そういった中で、今後、これまで三年に一度改定という流れの中で今回前倒しをしたわけですけれども、これから先、三年に一度の改定をするのか、それとも、機動的に、そのとき必要性があれば料額の改定をする、それはアップをするかもしれないですし、不要であれば値下げをするということもあるのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりについて御答弁をお願いいたします。

○佐藤ゆかり副大臣

お答えをいたします。

今、局長からも御説明ございましたように、今回の電波利用料制度の見直しは、我が国の成長の鍵を握りますソサエティー五・〇の実現に必要な5GですとかIoTの普及拡大等に向けた取組を速やかに進める必要があることなどを理由といたしまして、一年前倒しで行うこととしたものでございます。

一方で、電波利用料は、電波法におきましては少なくとも三年毎に見直すこととされておりました、無線局免許人の予見可能性等にも配慮が必要でありますことから、次の電波利用料の見直しにつきましては、基本的に三年後に行うことと想定をいたしております。

○日吉委員

基本的に三年後に行うというお話でありましたけれども、ただ、必要性があれば、今回のように前倒しして行う可能性も否定はできない、そういうことでよろしいですか。

○佐藤ゆかり副大臣

はい、基本的には三年毎でございますので。法律的には、少なくとも三年毎ということになっておりますので、少なくともという表現でございます。

○日吉委員

場合によっては値下げをすることもあるということでもよろしいですか。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

電波利用料額の算定に当たりましては、この電波利用料によって行う施策の歳出規模というものをまず精査をした上で、それを賄うための御負担というものをどのように関係事業者で御負担をいただくのかということが決まっております。

したがって、政策ニーズについて、今後、十分に見通すことはなかなか難しいところもございますけれども、料額のあり方につきましては、この政策ニーズに合わせて当然変動してくるものだというふうに理解をしております。

○日吉委員

政策ニーズに合わせてということ、政策ニーズが少なくなって、ニーズが減った場合にはやはり下がる可能性もある、これでよろしいですか。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

電波利用料の歳出につきましては、当然、政府予算案の中に盛り込まれ、国会においても御審議をいただくものでございますし、また、電波利用料の見直しを行うという際には、当然、その過程におきまして、行政においてもパブリックコメントあるいはヒアリングなどを実施するといったような透明かつ公正な手続を踏むことが大原則であろうかというふうに思っております。その中で、関係者各位の御判断をいただいでいくということになろうかと存じます。

○日吉委員

そういった総合的な判断の中で、場合によっては下がることもある、このように理解をさせていただきました。そうしましたら、今度、この予算の数字について少しお伺いさせていただきたいなと思っております。

平成二十八年度、二十九年度の、ちょっとさかのぼるんですけども、この年度におきまして、まず二十八年度、歳入が七百六十二億に対して歳出は六百十八億、二十九年度では、歳入が六百四十六億に対して歳出が四百八十九億、こういうふうな状況になっております。

三十年度につきましては、六百二十億の収入の予算があった中で、まだ実績は出ていないということではございますが、基本的に、電波利用料は共益費用であり、特定財源として位置づけられていることを踏まえると、各年度の歳入と歳出は一致する、一致させる必要があるという考え方が原則です。その中で、これだけの、過去、二十八年度、二十九年度で差額が出ております。

その要因について先ほどお話もありましたけれども改めて教えていただきたいのと、それを踏まえて、この予算の制度、歳入歳出のですね、この制度についてどのようにお考えになっているか、教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

平成二十九年度の場合でございますけれども、歳出予算額とそれから決算額の差でございますけれども、予算額六百二十億円のうち約百八億円を翌年度に繰越しをして執行しております。

その背景でございますけれども、これはまず一つは、新幹線トンネル内の携帯電話の不感地帯を解消する電波遮蔽対策補助事業などにおきまして、天候の影響で工事の時間が限定され、年度内に工事が完了をいたしませんで、翌年度も引き続き事業を実施したことにより、歳出が翌年度に繰り越されております。

また、公衆無線LAN環境整備支援事業などにおきまして、補助対象設備の費用の低減や競争入札などにより契約額の減少など効率的な予算執行が行われた結果として事業費が抑制をされ、電波利用料の不用額が例年に比べ増加をしているものでございます。

○日吉委員

イレギュラーなことによって大きな差額が出たということは、これはこれで予見できなかったということがあり、次期以降それが発生しないのであれば予算の金額を変える必要はないのかなと思うんですけども、恒常的に減少するような要因があるのであれば、予算を減らす、歳出がどれだけあるかという予算の金額を減らすことによってその収入の電波利用料を減らすということも考えられると思うんですけども、例えば、二十九年度であれば四百八十九億円の歳出が実績であ

りました。予算は六百二十億です。大きな金額でございますけれども、それ以降への予算の影響というのはどのようにお考えになられたのでしょうか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

歳入決算とそれから歳出決算の差額が発生する原因でございますけれども、一つは、予算執行の効率化、先ほども申し上げましたけれども、を図ることなどによりまして不用額が発生をし、歳出決算が歳出予算に比べて少なくなること、あるいは、想定していた以上に無線局数がふえることなどによりまして歳入決算が歳入予算に比べて増加をすること、また、予算編成の過程において歳入予算と歳出予算との額に乖離が生じること、こういった要素からいわゆる余剰金というものが発生をすることになるわけでございます。

この額が大きくなってきている、あるいは累積をしているという中で、この累積をしている余剰金についても、緊要性が認められるものについてはこれは当然活用をしていくということになるかと思えますし、また、継続的に必要となる歳出、今回の場合ですと5GあるいはIoTに関するものについては、三年間という料額を維持する期間、基本的に維持する期間におきまして継続的にこうした施策に充てていくことの必要性、こうしたものを総合的に勘案して、予算編成の過程でこうしたものについて決めていくということになるかと考えております。

○日吉委員

ですので、実績が出た段階で、効率的になったというようなところ、当初、予算のときに、編成をするときに、想定していなかったことがあらわれたということが起こったときに、今度の改定のときにそれを織り込んでいるのかどうか。今、三十一年度、七百五十億なんですけれども、その金額を算定するに当たって、過去の予算と実績の差額が生じた要因の中で、今後生じるであろうことを織り込んだ上で、七百五十億、これを、予算を算定されているのか、教えてください。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

電波利用料につきましても、国の予算でございますので、歳出削減に最大限取り組んでいくということは極めて重要なことだというふうに思っております。

電波利用料の歳出予算について、例えば、電波遮蔽対策事業や公衆無線LAN環境整備支援事業、先ほども御答弁申し上げたものでございますけれども、こうしたものにつきまして、必要性の精査、予算の見積りをより正確に行うということによりまして予算の縮減を行いまして、今年度、平成三十一年度予算に反映をしているところでございます。

また、行政事業レビューや各事業における第三者による評価などを通じまして、適正かつ効率的な予算の執行に努めているところでございまして、こうした取組は今後とも不断の見直しということで進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○日吉委員

反映されているということで、わかりました。

ということ踏まえますと、今回、七百五十億円に大幅アップをしましたが、これによって、今後実績が出た場合に、七百五十億円かからなかった、実績が下回るような場合、これはやはり今後また見直しをしていく、こういう理解でよろしいですね。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、不断の見直しを行っていくことが必要だと考えております。

○日吉委員

それと、もう一つお伺いさせていただきたいんですけれども、剰余金が多額に累積されているというお話がございました。

こういった中で、例えば、差額が出た場合には翌年度の予算で調整するという、ある年度で剰余金が大きく出た、収入が超過していた、こういった中で、翌年度の電波利用料を引き下げることによる、差額分、前年度の収入超過部分を翌年度に充当する、又は少なかったら上げるというような、こういった対応というのは今行われていないわけですがけれども、そういった方法、これは行われる余地というのはあるのでしょうか、できるのでしょうか、教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

ただいまの委員の御指摘でございますけれども、電波利用料の歳入と歳出の差額につきまして、例えば翌年の歳出に充てるといったようなことが考えられるのではないかという御指摘と理解をいたしました。

電波利用料につきましては、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用を、その受益者である無線局の免許人に広く御負担をいただく共益費用でございます。したがって、原則、各年度の歳入と歳出を一致させることが適当でございますけれども、なお、発生する電波利用料の歳入と歳出の差額が生じた場合に、必要性があると認めるときには、予算の定めるところにより、共益費用に充てるということとされているところでございます。

したがって、翌年の予算に反映をさせるということも、現行電波法の制度上可能であるというふうに考えておりますので、今後とも、免許人の負担に配慮しつつ、場合によっては料額のあり方というものも不断に見直しを行う中で、歳入と歳出の差額を適切に活用できるような仕組みについて検討をしてみたいと考えてございます。

○日吉委員

今の御答弁を伺いまして、できる、そういったことも今後検討されていくというお話と理解しました。

といった中で、今まで、こういった収入と支出の差額を翌年度の予算に繰り入れたということがあるのかないのか、そして、もしないのであれば、なぜこれまでやられてこなかったのか、教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

歳入と歳出の差分を活用するという事例でございますけれども、特に電波利用の共益費に充てるという前提のもとで、緊要性が認められるものとしたしまして、平成二十一年度でございますけれども、地上デジタル放送への移行支援などに約二百五十億円の補正予算を計上しております。また、平成二十九年度の補正予算でございますけれども、次世代モバイルシステムの技術実証に約六億円を計上しております。

このように、過去におきましても実際の事例というものはございますので、こうした選択肢の可能性についても、今後、予算編成過程などにおきまして検討をあわせて行っていきたいというふうに考えております。

○日吉委員

そこで、ふと思ったんですけれども、こうやって翌年度の予算で調整をしていくということが過去に事例としてありました、それを恒常的に行うということも考えられると思いますし、そうでなければ、なぜ、その事例についてはやるんですけれどもそうじゃないときはやらないのかというような、その判断基準というのが少し不明確なのかなというふうに思った次第でございます。

そこについて、ちょっと御答弁いただけますでしょうか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

先ほど申し上げました歳入と歳出の差額が生じたときに、必要性があると認められるときには、予算の定めるところにより、共益費用に充てるもの、これは電波法第百三条の三第二項に定める規定でございます。この中で、必要があると認めるというところをどのように解釈をするのかということでございます。

これまでのところ、過去の事例に照らして考えますと、やはり緊急性、必要性というところを一つのメルクマールとして考えてきたわけでございます。これは今後とも有効かと考えますけれども、なおその解釈、運用のあり方につきましては、関係省庁とも十分に協議を行っていく必要があるだろうというふうに考えております。

○日吉委員

今のお話はわかりました。

それで、そういった中で、コストの削減というものも図っていかなければならないと思うんですけれども、いろいろな状況に応じて収入をふやすことは、電波利用料を上げることができる中で、無駄なコスト、こういったものも削減していかなければならないところでございますが、コストを削減することについてどのような取組を行っているのか、これについて教えてください。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、電波利用料の歳出について、コスト、歳出の削減を図っていくということは極めて重要でございます。

その観点から、予算要求の段階におきまして、必要性の精査あるいは予算の見積りをなるべく正確に行うといったことを行ってきておりますけれども、これに加えまして、例えば行政事業レビューの中で、これは公開プロセスでございますけれども、第三者による評価をいただく。あるいは、それぞれの電波利用料を使った歳出項目の中でも、例えば研究開発、電波利用料による研究開発等の評価に関する会合といったようなものを開催をして、第三者である有識者の評価というものをいただきながら、施策の要不要というもの、あるいは歳出規模の適正か否かといったような点、こうした点を評価いただいているところでございます。

こうした客観性のある取組、公正な取組、透明性というものについては、今後とも十分に確保していく必要があるだろうというふうに考えてございます。

○日吉委員

客観性、透明性を確保していただくように御尽力いただきたいと思っております。

それと、もう一点電波利用料についてお伺いしたいんですけれども、この電波利用料の納付、納入のタイミングと申しますか、どのような形で納められているのか、教えていただきたいのです。毎月なのか一年なのか、それはどのタイミングで支払われるのか、この点について教えてください。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

電波利用料の納付の仕組みでございますけれども、簡単に申し上げますと、法令に定める期日に沿って、これからの一年分、要は前払いという形でお支払いをいただくという仕組みになってございます。

○日吉委員

前払いということは、例えば特定の日付から一年分について、開始前に全額一年分納付する、このように理解しましたが、例えばその途中で廃局をしたとかいうような、一年たたない場合に、その電波料というのはどのようになるのでしょうか。その未経過分というのは返還、還付する、こういったことになるのでしょうか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

無線局免許人は、電波法第百三条の二第一項の規定に基づきまして、当該無線局の免許の日から始まる各一年の期間について、電波利用料を国に納めなければならないとされております。

したがって、その後、免許人の自己都合で無線局を廃止したり、違反などによりまして免許が取り消されたとしても、当該一年分の電波利用料については全額御負担していただくこととなっております。納付済みの電波利用料は還付しないこととなっております。

ただし、当該一年間の途中で免許の有効期間が満了する場合には、その満了の日までの期間について月割りで計算をした金額の電波利用料を納付していただくというふうにされているところでございます。

○日吉委員

電波利用料というのは、その利用に応じて料金が課せられているというふうに理解しておりますが、途中でやめた場合、自己都合であろうが、いろいろなケース、あると思うんですけれども、その場合に、未経過の部分というのを返還しないというお話だったんですけれども、なぜ返還しないんですか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

無線局免許の有効期間の途中で免許人が無線局を廃止した場合の電波利用料の返却につきましては、電波利用制度の創設を検討してございました平成四年に検討いたしましたけれども、当該還付請求に係る端数計算等の徴収事務の煩雑化やそれに係る費用が生じるため、年単位で徴収をし、納付済みの電波利用料は還付しないこととすることが適当と整理されたものでございます。

現在もこの整理から状況に変化はないものと考えております。

○日吉委員

何か法律で、返還しなくてもいい、何かで規定されているとか、そういったことはあるんですか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

電波利用料につきましては、当然、電波法の中で所要の規定が講じられているところでございますけれども、同様の規定の例ということで申し上げますと、道路法、道路占用料の規定につきましても同様の規定が設けられているものと承知をしております。

○日吉委員

済みません、その同様の規定のところをもう一度教えてもらえますか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

道路法施行令第十九条の二第一項におきまして、道路占用料について、「一括して徴収するものと平成31する。」「翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。」とした上で、同条第二項におきまして、「前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。」というような規定が設けられております。

○日吉委員

ありがとうございました。

そうしますと、次に、放送業者の耐災害性強化についてお伺いをさせていただきます。

本改正案におきましては、放送業者の耐災害性強化のみ電波利用料を充てることができるとなっております。

例えば、携帯電話もライフラインの一部だと考えますが、携帯電話については耐災害性強化支援はどのようになっているのか、予算額を含めてちょっと教えてください。

○山田政府参考人（総務省情報流通行政局長）

お答え申し上げます。

放送事業者は、放送法によりまして、災害が発生した場合に、被害の軽減に役立つ放送を行うことが求められているところでございます。こうした放送は、大規模災害時におきましても継続して提供していただくということが重要でございまして、予備の設備を確保するという事で、今回、支援措置を設けたものでございます。

一方、携帯電話につきましては、先ほどほかの御答弁の中でもございましたとおり、事業者においてさまざまな措置がとられるということで、今後、更にそういった措置の推進を図っていきたいということでございます。

○日吉委員

電気通信事業者においても、やはり災害のときに携帯電話というのは非常に使われると思うんですけども、放送事業者に電波利用料を充てるということはわかるんですけども、通信事業者にも充ててもいいのかなとも思うんですけども、それはなぜ充てないんですか。

○谷協政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、近年におきまして、スマートフォンというものが災害時の被災者の情報の入手や情報発信の手段として欠かせないツールとなってきている、ライフラインになってきているというのは、委員御指摘のとおりでございます。

総務省におきましては、こうした移動通信の災害時でのあり方につきまして、去年の北海道胆振東部地震などを受ける形で、特に携帯電話基地局に関する緊急点検を行ったところでございます。

この緊急点検の結果といたしまして、私どもの対応としては、的確かつ迅速な初動対応のため、平素からの通信事業者との連携体制を構築するという事のほかに、応急復旧手段として機動性にすぐれた移動型設備の活用が有効であることから、車載型の携帯電話基地局などの増設の取組を通信事業者に働きかけを行ってきているところでございます。

こうした取組でございまして、現時点では、携帯電話基地局への予算支援がなくても災害時



に的確かつ迅速な応急復旧を行っていくことが可能であるというふうに見込んでいるところでございますし、また、携帯電話各社から私ども総務省に対しても具体的な御要望というものは出てきていないものでございます。

したがって、当面の間におきましては、こうした携帯電話基地局の整備につきましても携帯電話事業者のいわば自助努力できちんと進めていただくということが基本であろうかと考えております。

○日吉委員

もう一つ、災害についてお伺いさせていただきますが、例えば災害の範囲ですけれども、雪や塩害、そして雷など、こういったものも含まれるのかどうか、この災害の範囲について教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

自然災害ということで捉まえますと、その原因が雪なのか、塩害なのか、あるいは津波のようなものなのか、こうした原因を問わず、通信サービスの継続的な提供に支障が出て、かつ、一定規模以上の利用者に影響が出ているという場合には、これは当然対応が必要になってくるものというふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございます。

そして、もう一つ、携帯電話に関係してのことなんですけれども、今回、電波利用料の予算のアップを踏まえまして、アップしたので今度は携帯電話会社の方で携帯の料金を値上げするというようなことも想定されるのかなというふうに思っております。それは、その後、消費者が負担していくということになるかと思いますが、この点についてはどのように考えておられますか。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

今般の電波利用料の料額改定を行った後、電波利用料をユーザー料金に転嫁するかどうかという点につきましては、基本的には、携帯電話の場合、携帯電話事業者みずからの判断になるものと考えております。

その上で、今回の電波利用料の見直しによる携帯電話事業者の全体の負担増は、総額で年間八十億円程度と想定をしております。現在の携帯電話端末は約一・七億台でございますので、単純に割りますと、一台当たりの電波利用料の増分は月額約四円となっております。携帯電話の通話料金と比較をして少額となっていることから、ほぼ影響はないというふうに考えております。

○日吉委員

ありがとうございました。

そして、もう一つ、電波利用料に関連しまして、共用周波数における広域使用電波の仕組みが今回初めて導入されることになりましたが、共用周波数の料額は専用周波数に対する料額よりも軽減されるべきなのかなと考えますが、電波の利用状況に見合った合理的な料額設定になっているのかどうか、この点について教えてください。

○谷脇政府参考人（総務省総合通信基盤局長）

お答え申し上げます。

いわゆる帯域課金につきましては、現行では携帯電話など一つのシステムが専用で使用する帯域のみを対象としてまいりましたけれども、今回の改正によりまして、携帯電話と衛星通信システム

が同一周波数を使用する場合のような、いわば複数のシステムが共用する帯域についても対象とすることとしております。

その際の携帯電話事業者の共用帯域の料額につきましては、専用で使用する場合と異なり、他のシステムと同一の周波数を使用することから、専用帯域の半額としているところでございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

時間になりましたが、最後に一問お願いいたします。

ローカル局の経営基盤強化が放送政策上の重要課題と挙がっておりますが、今回の改定により、ローカル局の経営を圧迫しないかということが危惧されております。この点についてのお考えを教えてください。

○山田政府参考人（総務省情報流通行政局長）

お答え申し上げます。

ローカル局は、災害情報や地域情報の発信を始め、地域経済の活性化や地域の暮らしの安心、安全の確保といった観点から重要な役割を果たしております。

今般の電波利用料の歳出総額の増加に伴いまして電波利用料の料額が増加することとなるわけですが、電波利用料の負担の増減額、また経営状況等も個々の事業者により異なることから、ローカルテレビ局の経営への影響は一概には申し上げられないところではございますけれども、放送局の料額につきましては電波の出力等に応じて細かく設定をしているところでございまして、今回もローカル局の引上げ幅はキー局と比較して低く抑えているところでございます。

○日吉委員

時間になりましたので終わります。

ありがとうございました。